

## 第 1 章 保全計画策定の背景と目的

# 第1章 保全計画策定の背景と目的

## 1. 保全計画策定の背景と目的

近年の厳しい財政状況のなか、高度成長期の行政需要やその後の市民ニーズに対応して整備された本市の公共施設の多くは、建替え・改修の時期を迎えています。

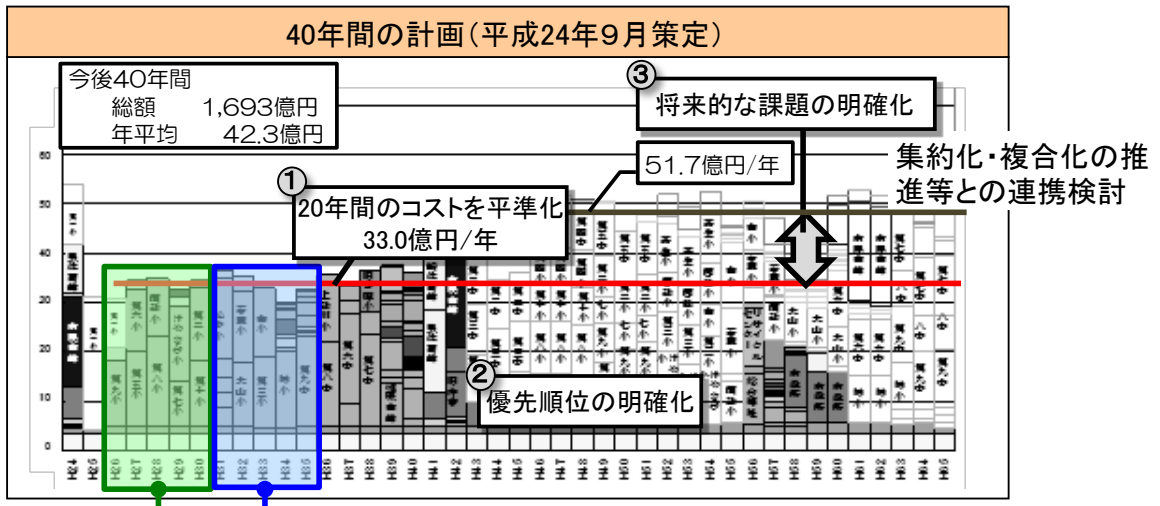
こうしたなか、平成24年9月に策定した「立川市公共施設保全計画」は、社会的要請、本市の公共施設を取り巻く課題を踏まえ、保有する公共施設を良好な状態で使用できるよう適切な保全を実施し、快適な市民利用、ライフサイクルコスト等の縮減を図ることを目的としていました。

前計画から4年が経過した現在、その実施状況及び効果を検証するとともに、施設状況を最新化し、今後5年間（平成31年度から35年度）の改修計画を策定（改訂）することとします。

改訂に係る作業は、概ね以下に掲げる手順に沿って進めます。なお、今後も5年ごとに詳細な計画を策定し、実施するものとします。

- I 保全計画の実施状況及び効果の検証と各種基準等の見直し
  - II 今後5年間（平成31年度から35年度）の改修計画の策定

### ■ 保全計画改訂のながれ



**I 実施状況及び効果の検証と各種基準等の見直し**

1 保全計画の実施状況及び効果の検証

- 平成26～27年度の実施状況
- 大規模改修  
(第九小学校、中砂保育園)

2 各種基準等の見直し

- 構造躯体の健全性
- 修繕・改修サイクルの設定
- 建替え・大規模改修時の整備レベルの見直し
- 維持管理方法の見直し

**II 今後5年間の改修計画の策定**

3 劣化状況調査

ア 構造躯体の健全性

- 簡易評価と詳細調査

イ 躯体以外の劣化状況

- 現地調査による劣化状況の把握
- 総合劣化度による保全優先順位

4 今後5年間の改修計画

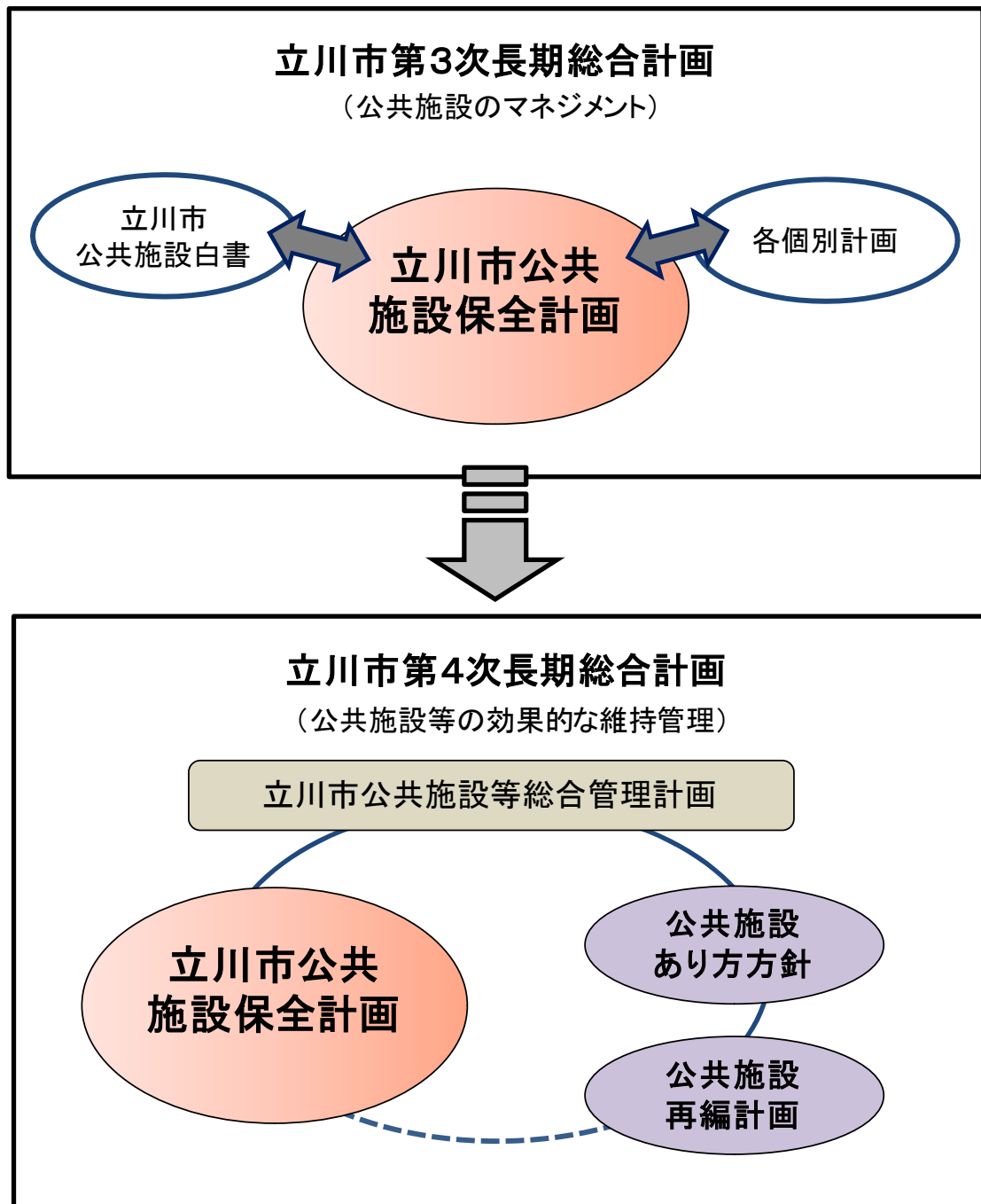
- 次の5年間(平成31～35年度)の年度別計画
- 保全スケジュールと保全費用
- 改修すべき部位  
(オプション工事、既存不適格等)

## 2. 保全計画の位置づけ

立川市公共施設保全計画は、「立川市第3次長期総合計画」のなかで公共施設のマネジメントとして平成23年に作成した「公共施設白書」と同様に、主な取組項目に位置づけられていました。

「立川市第4次長期総合計画」のなかでは、公共施設等の効果的な維持管理が方針のひとつとして挙げられています。保全計画の改訂により、効果的な公共施設の老朽化対策に取り組みます。

### 公共施設等に関連する計画等の位置づけ



### 3. 保全計画のながれ

この計画は、初版で検討し定めた維持・更新のあり方や整備レベルといった基準を踏まえ、近年の保全実施状況を検証した上でこれらを見直すことで、環境対応・バリアフリーなど時代の要請に応え、効率的な維持管理と長寿命化を図るための実効性の高い計画としています。

